

平成29年9月14日
鳥取県教育委員会事務局文化財課

◎ 検討の背景及び文化財の保存と活用に関する基本的な考え方について

「今後、多くの人々が参画し、社会状況の変容に伴い危機に瀕した文化財について、地域の文化や経済の振興の核として未来へ継承する方策を模索することが必要」

- この方向に向かうためには地域住民の理解が大前提
- 地域の文化財を学ぶことについて学校教育や生涯学習のカリキュラムへの組み入れを国として制度化(例えば学習指導要領に具体的に明記)していただけるとありがたい。
- 社会的・経済的価値に過度にとらわれることなく、所有者・地域・ひいては国全体で、多様な文化財を継承していく制度設計をお願いしたい。

◎ これからの時代にふさわしい文化財の継承のための方策について

1. 総合的な視野に立った地域における文化財の保存・活用

(地域における文化財の総合的な保存・活用に掛かる基本計画の策定等)

○ 現行の「歴史文化基本構想」の策定が進んでいないのが現状

- 少なくとも
 - ・基本計画策定への財政的支援及び人的支援
 - ・指針にとどまらない具体的マニュアル
 - ・策定までの十分な時間 等が必要と思われる。

○ 国に認定された基本計画に基づく市町村の主体的取組の促進策等について(※下記2も同様)

- 制度設計に当たり認定市町村へのインセンティブは望ましいが未認定(未策定)市町村へのペナルティはNG
- 国の指導等の必要な措置の在り方については都道府県の活用も可能

○ 文化財保存・活用事業を行う法人・事業の地方公共団体の指定・認定について

- 広域的な事業活動を行う法人等については国による指定・認定が望ましい。
- 市町村が自らあるいは一定程度関与した事業活動主体となることも想定される。

(基本計画の策定とその推進のための地方公共団体の体制)(※下記2も同様)

- 一番肝心な市町村の体制整備への手当てについて具体的な言及がない点が不安
- 市町村への支援等について、県も相当な覚悟が必要
- 地方文化財保護審議会は専門的・技術的な部分での役割を重視すべき
- 文化財保護指導員の役割が過度にならないよう配慮が必要

2. 個々の文化財の計画的な保存・活用と担い手の拡充

(個々の文化財の保存活用計画の作成)

- 策定があまり進んでいない現状であり、上記1の基本計画の場合と同様の支援等が必要。特に、古い指定のものなどは相当な期間を要すると思われる。
- 諸事情により活用が難しいが価値が高いものが置き去りにされない制度設計が必要

(所有者とともに文化財の保存・活用を担う主体の位置づけ)

- 新たな担い手が保存や活用の事業主体となる場合の責任所在など法的な位置づけの明確化が必要
- 新たな担い手となり得る人材や法人が不在の場合の現行体制への支援拡充を望む。

平成29年9月14日 第8回文化審議会文化財分科会企画調査会

文化財行政の首長部局への 移管について

鳥取県

本県における文化財の活用状況等

- 地域が主体となり、総合的な整備・活用による**戦略的な発信**が必要な状況
- 地域の歴史的魅力や特色を通じて**我が国の文化・伝統をストーリーとして発信**
- 個々の「点」としての文化財について、「古代歴史街道」のような共通のテーマを持った「面」としての**拡がりを持った観光資源としての活用が必要**



青谷上寺地遺跡



神話の地 白兔海岸



妻木晩田遺跡



日本遺産



日本遺産



首長部局で一元的に企画・立案から実践に取り組む事で、より効果的、戦略的な展開が可能



日本遺産 大山

日本遺産 三徳山・三朝温泉

文化財保護行政の新たな展開

ストーリー性を持った文化資源の発信

- 「青谷上寺地遺跡」では、腐りにくい土器や石器だけでなく、木器や骨角器、織物やかご、国内初の人間の脳や骨、排泄物までが、良好な状態で大量に出土。
- 弥生人の暮らしぶりが復元でき、生き生きと蘇る「地下の弥生博物館」と言われる貴重な遺跡。
- 他地域の影響を受けたもの、朝鮮半島から伝わったと思われるもの、古代舟等も多く出土。
- 少し離れた「青谷横木遺跡」では、渡来系の板絵や国内初となる古代の街路樹跡が発見。



【弥生人の脳】

当時の青谷平野イメージ



周辺の遺跡とあわせ、日本海に開かれた玄関口として大陸との交流、文化融合の拠点であったことがわかる
「交流のクロスロード」といった弥生時代の暮らしぶりに思いを馳せる歴史ロマンの拡がりを提案



交流のクロスロード

青谷上寺地遺跡



鳥取・青谷横木遺跡
全国初 根や杭100に確認



歴史遺産密集地として文化資源の面的展開と発信

- 各時代の遺跡が所在する歴史遺産密集地としての発信
 - ⇒国内最大級の弥生時代集落である「国史跡妻木晩田遺跡」
 - ⇒古墳時代(向山古墳群、石馬)、白鳳時代(上淀廃寺)、幕末(淀江台場)等が密集



妻木晩田遺跡

「時空を超えた遺跡巡り」といった統一的主题に沿って、個々の文化的「点」である異なる時代の遺跡、施設の関係性について、「面」的なストーリー性をもって総合的な発信が可能



山陰の「国邑」を彷彿させる遺跡の数々が古代へのロマンをかき立てる



上淀廃寺跡の仏教壁画

現行制度上の限界

地方自治法の規定に基づく事務委任・補助執行

○現在教育委員会が所管する文化財保護に関する事務について、「事務委任」または「補助執行」させることは可能。

ただし、**知事の権限と責任において統括するものでないため、制度改正の目的である地域振興行政、観光業性等との一体的な展開を図るためには、教育委員会と共通認識を持つことが必要。**

- ⇒ 意志決定や調整に多大な時間を有する
- ⇒ 機動性・柔軟性に欠ける
- ⇒ 事務権限者と管理・執行権限者(教育長)が異なることで責任の所在も不明確

○教育委員会と知事の本来の職務権限のあり方を変えるものとはならない

現行制度での実施における対応の限界

<教育委員会>

- 大変貴重な遺跡として、**それぞれ発掘調査や保存を実施。**
- 遺跡中心の利活用ビジョンとなっている。

それに基づく情報発信しかされず、資源のポテンシャルを活かし切れていない状況が発生

文化財という貴重な資源に一連のストーリー性を持たせるなど、史跡としての話題性や魅力を高め、多面的な価値を内外に広げて地域振興や観光面で新たな価値を創出していくためには、あらゆる施策を総合的に連携させ、様々な分野において地域一丸となった取組が不可欠。

⇒ **知事の明確かつ一元的な指揮の下での文化財行政の推進が望ましい。**



代表的な弥生時代の遺跡である「青谷上寺地遺跡」と「妻木晩田遺跡」

文化財保護行政上の要請への対応

専門的・技術的判断の確保

今回の提案は、文化財等と首長部局が所管する観光政策等を一体的に実施し、効果的なプロモーション等につなげるため、首長部局での選択的实施を提案するもの。

このため、**その核となる文化財の保護管理は必須のもの。**

現 行

- 日常的な業務については、主に文化財専門職員が分担
- 文化財の保護管理等に関し、重要事項(条例に基づく指定など)については、文化財保護法に基づき「地方文化財保護審議会」を設置し、学術的・歴史的価値評価に基づく専門的・技術的判断を実施。

学術的・歴史的な価値評価に基づく、専門的・技術的判断を担保する体制の維持が不可欠

移管後

- 「地方文化財保護審議会」等の専門機関の設置等は必須
- 日常的な業務に従事する文化財専門職員や学芸員などの専門知識を有する職員の配置についても必須

文化財保護行政上の要請への対応

政治的中立性の確保

現行

- 法令等の規定に基づき、第三者機関である「文化財保護審議会」に諮った上で判断。
- 文化財の保護・保存に係る事業費の予算編成権は首長が有している。

⇒ 移管により、文化財の保護・保存が首長の政治信条によってゆがめられる可能性は低い。

政治的中立性、継続性・安定性の確保

- 本県の取組である「青谷上寺地遺跡」の史跡公園整備は、今後10数年かけて整備を進めるもの
- 文化財としての史跡公園の整備だけでなく、周辺案内の多言語化整備など観光の側面からの一体的な整備について、



弥生人の脳

木製容器

- ・関係者による**長期的視点におけるタイムスケジュールの共有**
- ・**必要な人材、予算等を継続的・安定的に確保していくこと**

等が必要となる

文化財保護行政上の要請への対応

開発行為との均衡

- 文化財の保護等については、文化財保護法等の法令に定められている。
- 当県においても、鳥取県文化財保護条例等の規程を定めている。
- 県内での埋蔵文化財の取扱いの標準化を目的に「鳥取県における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱い基準」を定め、調査対象遺構、調査範囲等についての的確に運用している。

都市計画法における開発行為については、事前に関係法令に基づき関係機関への事前協議が必要となっている

埋蔵文化財の取扱い

■周知の埋蔵文化財包蔵地

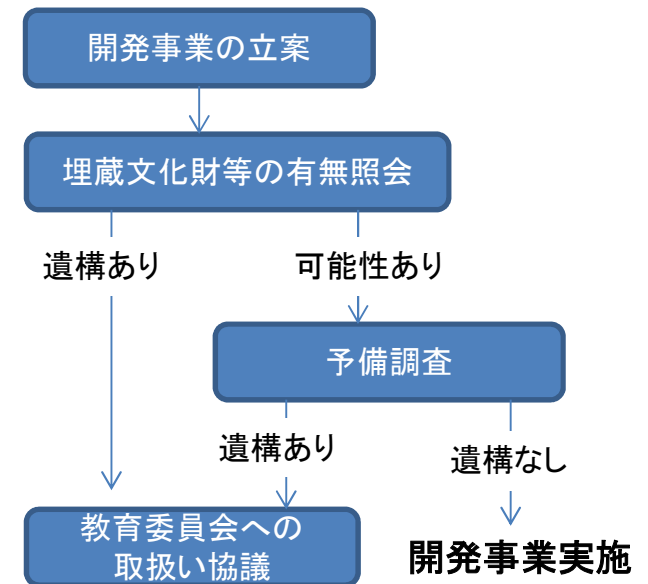
⇒貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵することが周知されている土地については、市町村教育委員会の調査等のもと県教育委員会と協議の上、決定(文化財保護法第93条)。

⇒埋蔵文化財包蔵地の発掘にあたっては県教育委員会へ届出が必要となる(同法92条)。

■上記以外で埋蔵文化財が発見された場合

⇒現状を変更することなく、県教育委員会へ届出(同法96条)

【埋蔵文化財取扱いフロー図】



仮に首長部局に移管された場合の開発行為との均衡

- 「地方文化財保護審議会」等の専門機関の設置等を必須のものとする。
- 鳥取県文化財保護審議会に考古学の専門家で構成する埋蔵文化財部会が設置されており、重要な遺構等の発見の際は、学術的視点から適切な判断が可能。

文化財保護行政上の要請への対応

学校教育や社会教育との連携

【地教行法の改正(平成20年)】

スポーツに関する事、文化に関する事について、選択的に首長部局でも実施可能となった。

⇒ 鳥取県では、これらの行政課題について知事部局での実施により、スピーディな体制で
①学校現場と連携した取組強化、②地域全体の活性化に資する取組が等行われており、
文化財についても同様の実施が十分可能。

文化

- 平成20年度に知事部局に文化振興課を設置
- 教育委員会と連携し、地域で保存・継承されてきた無形民俗文化財を含む伝統芸能について、「とっとり伝統芸能まつり」を開催し、事業移管時の3倍の観覧者に増加
- 国外及び県外の団体を招聘し、県内団体等との交流事業に高校生ボランティア等も参加、運営に携わり、若い世代が伝統芸能に親しむ契機となっている



スポーツ

- 平成26年度に知事部局にスポーツ課設置
- 東京五輪等を契機とした事前キャンプ、大会・合宿誘致等による地域でのスポーツ機運の醸成、選手の発掘・育成、競技力向上等を連携実施。
- 世界レベルで将来有望なアスリート輩出等の好循環を生み出す等スピーディな事業体系を構築
 - ・ジャマイカ陸上チーム合宿誘致と交流事業
 - ・県内での世界大会開催決定と競技施設の整備
 - ・障がい者スポーツの拠点化の推進
 - ・ジュニア選手の発掘・育成と強化支援 等



知事部局と教育委員会の連携

全国に先駆けた連携体制の構築

「鳥取県の子どもたちの未来のための教育に関する協約(教育振興協約)」

締結:平成24年

目的:将来を担う子どもたちが自らの力で明るい未来を切り開いていくことができるよう、学校現場の他地域、NPO、起業等多様な民意を汲み上げつつ双方が連携協力して教育振興に取り組む。

具体の取組:知事、教育委員長及び民間有識者による「教育協働会議」を開催

⇒ 平成26年の地教行法改正による「総合教育会議」、「教育に関する大綱」設置等に先駆けた動き



- 全国に先駆け、知事部局と教育委員会の間で各種施策に関する連携が図られている。
- 民間意見、知事の考え方を教育委員会と協議・調整し、学校現場で反映できる体制。
- 予算編成権を持つ知事が、施策実施に必要な予算確保。
- 知事部局としても、積極的に教育の現場に関わっている



文化財行政を首長部局に移管しなかったとしても教育委員会との連携により事業実施は可能ではあるが、**移管により、教育の視点のみならず、地域振興、観光振興の視点から、首長が所管する施策と一体となった施策展開がより効果的・効率的に可能となる。**